

令和5年 川崎市提案（共同提案含む） 提案内容と結果 （8件）

	提案内容	対応結果	対応方針等
1	住宅宿泊事業法に係る届出等の運用の見直し	対応可	住宅宿泊事業法（平29法65） 「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁）については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。
2	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限の指定都市への移譲	対応不可	私立幼稚園を含む私学行政においては、広域的な観点や効率的な事務の遂行の観点から、幼稚園の設置認可、指導監督、財政措置の権限が都道府県に一元化されている。幼稚園から高等学校までの学校段階別に政策判断を行えばよいものではなく、域内の児童生徒数や各段階の学校数、各段階の接続や連携の在り方、公立学校との連携・調整など様々な事情を勘案した上で、域内の私学行政について、幼稚園から高校まで一貫してどのような政策を講じるべきかを検討することによってはじめて、私学振興が適切に図られるものである。一つの学校段階のみを対象に政策を講じた場合、視野の狭い行政となり、結果的に私学行政の質の低下を招く懸念がある。
3	マイナンバーカードの券面記載事項の削減及び電子証明書の有効期間を当該カードと同一とすること	対応可	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号カードの記載事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条7項及び同法施行令1条）の見直しや同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間の延長については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に基づいて設置された「次期個人番号カードタスクフォース」において検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。
4	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅及び大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の申告対象者にマンション管理組合等の管理者を加えること	対応可	地方税法（昭25法226） 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置（附則15条の7）については、申告の在り方について検討を行い、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
5	教科書採択及び無償給与事務に係る指定都市から都道府県への報告を不要とすること	対応可	教科書の発行に関する臨時措置法（昭23法132） 地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減及び作業時間を確保する観点から、以下のとおりとする。 ・地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。 [措置済み（令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）] ・需要数報告に係る事務の効率化による負担軽減を図るため、当該事務に係る新たなシステムを令和7年度からの運用に向けて構築する。 ・当面の措置として、市区町村教育委員会における当該事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に令和5年度中に要請する。

6	特定教育・保育等に係る公定価格における「高齢者等活躍促進加算」の対象施設の見直し	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理
7	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の算定に係る地域区分の見直し	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理
8	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとして処理

令和5年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (17件)

	提案内容	対応結果	対応方針等
1	住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供及び法解釈の明確化	対応可	住宅宿泊事業法（平29法65） 「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁）については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。
2	国民健康保険法に基づく指導・監査及び厚生労働省通知に基づく適時調査に係る経済上の措置事務の電子化	対応可	国民健康保険法（昭33法192）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80） 保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等（国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項に基づく指導及び報告等をいう。以下この事項において同じ。）並びに施設基準等に係る適時調査における経済上の措置に関する事務のうち返還金同意書等については、当該事務の負担軽減及び効率化に資するよう、電磁的記録の提供等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	介護保険制度に係る申請に添付する被保険者証等について電子での提出を可能とすること	対応可	介護保険法（平9法123） 介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村（特別区を含む。）の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
4	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除	対応可	子ども・子育て支援法（平24法65） 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）に対して行う申請（32条1項及び44条1項）については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めることの必要性について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 市町村長（特別区の長を含む。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出（32条3項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
5	幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化	対応可	児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。 〔措置済み（令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）〕

	提案内容	対応結果	対応方針等
6	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除	対応可	児童福祉法（昭22法164） 認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項（59条の2の4及び施行規則49条の6）のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7	一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること	対応可	児童福祉法（昭22法164） 一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項（34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項）のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
8	育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し	対応可	児童福祉法（昭22法164）及び雇用保険法（昭49法116） 育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
9	市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和	対応可	子ども・子育て支援法（平24法65） 市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）の中間年の見直しについては、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。
10	災害救助法に基づく障害物の除去における期間延長の運用の見直し	対応可	災害救助法（昭22法118） 救助の期間（4条4項及び施行令3条2項）については、延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合でも延長できることを、具体的な記載例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。
11	災害救助法に基づく障害物の除去における対象物の明確化	対応可	災害救助法（昭22法118） 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（以下この事項において「土砂等」という。）で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（4条1項10号及び施行令2条2号）については、車両、建具、植物、フェンス、道路構造物及び農地構造物等が土砂等に含まれることや、床上の土砂等を取り除く際に併せて床下の土砂等を取り除く場合には床下の土砂等が除去の対象となることを明確化するため、「災害救助事務取扱要領」（令5内閣府政策統括官（防災担当）通知）を改正し、地方公共団体に令和6年中に通知する。

	提案内容	対応結果	対応方針等
12	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針において、2か年を限度とされている公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担について、2か年を超える設定を可能とすること	対応可	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭33法81） 公立学校施設整備費国庫負担事業（3条）については、3か年の国庫債務負担行為（財政法（昭22法34）15条）を令和7年度から可能とする。
13	地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること	対応可	学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
14	「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し	対応不可	世界貿易機関（WTO）政府調達協定（GPA）を含む我が国が締結済みの国際約束は、締約国間で相互に合意されたものであり、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っている。その誠実遵守は憲法上の要請でもある（98条2項）。協定の内容の変更を提案することが認められている場合であっても、そのことは我が国の一存で義務の範囲を変更できることを意味するものではなく、締約国間で新たな合意に至る必要があり、変更の提案を行うことは政府全体として慎重に検討する必要がある。
15	障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る国庫負担基準等の見直し	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理
16	子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業（一般型）における基本分の基準額に係る補助区分の見直し	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理
17	災害救助法に基づく障害物の除去に関する救助対象等の緩和	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理

令和5年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果 (対応可能：46件中29件)

※ 対応可能となったもののみ記載

	提案内容	対応方針等
1	マイナンバーカードの代理人交付における本人確認書類等の要件緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付（施行令13条5項）については、市町村（特別区を含む。）における事務の実態等を踏まえつつ、親族の看護又は介護を行う者に係る取扱いについて検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
2	青色回転灯等装備車の証明等に係る申請等手続のオンライン化等	道路運送車両法（昭26法185） （i）自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 [措置済み（令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡）] （ii）青色防犯パトロール講習のオンラインによる実施については、実施に係る基準や具体的な実施方法を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等	交通安全対策基本法（昭45法110） 春の全国交通安全運動については、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒しする。
4	経営所得安定対策等に係る作付面積等の現地確認の方法の見直し	経営所得安定対策等交付金 経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認については、画像等の利用が可能であることを明確化するため、令和6年中に「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」（平27農林水産事務次官依命通知）を改正する。
5	施設園芸用地の整備に係る農地法上の農地として取り扱うことができる土地及び設備用地の明確化	農地法（昭27法229） 農地（2条1項）については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
6	バックオフィス連携（情報連携）を利用して取得した納税情報により、優良廃棄物業者認定制度における優良認定申請時に必要な都道府県税を滞納していないことを証する書類の添付を省略可能とすること又は添付省略可能であることの明確化等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） 産業廃棄物処理業者が優良認定を申請する際に添付する住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下この事項において「地方税」という。）を滞納していないことを証する書類（施行規則9条の2第2項15号、10条の4第2項9号、10条の12第2項及び10条の16第2項）については、省令を改正し、申請先の都道府県、指定都市又は中核市が情報連携システム等により、地方税を滞納していないことを確認できるときは、当該書類の添付を省略することを可能とした。 [措置済み（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第12号））]

	提案内容	対応方針等
7	特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し	<p>特定外来生物防除等対策事業交付金 特定外来生物防除等対策事業交付金については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請期間については、年度当初からの事業着手を可能とすることも含め、申請等のスケジュールの前倒しについて、特定外来生物の防除に関する科学的及び実務的な観点から検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・令和6年度の当該交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、交付決定前着手届に係る手続を可能な限り早期に行う。
8	障害支援区分の認定を要しない場合の調査方法の見直し	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 障害支援区分の認定を要しない場合の調査（20条2項）については、市町村（特別区を含む。）における事務の実態等を踏まえつつ、当該調査の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
9	業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて	<p>児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に行う届出の手続（児童福祉法21条の5の26第2項及び24条の38第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51条の2第2項及び51条の31第2項）については、指定障害福祉サービス事業者等において、その指定に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関（児童福祉法21条の5の20第3項及び24条の32第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律46条1項、51条の25第1項及び2項。以下この事項において「指定権者」という。）と、その業務管理体制の整備に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関（以下この事項において「監督権者」という。）が同一であり、かつ、同一の届出事項の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって監督権者への変更の届出があったこととみなすことができるよう、令和5年度中に府令及び省令を改正する。</p>
10	介護保険法に基づく居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲の見直し	<p>介護保険法（平9法123） 要介護認定及び要支援認定に係る調査（27条2項及び32条2項）の事務については、市町村（特別区を含む。）の要介護認定及び要支援認定に要する期間の短縮を図るため、地方公共団体の事務の実態等に関するヒアリングを行い、地域の実情に応じた方策を検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
11	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止	<p>児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針等
12	地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（医療事業分））の内示時期の早期化	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法64）、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金</p> <p>以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療介護提供体制改革推進交付金（6条） ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等設備整備費補助金 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療提供体制推進事業費補助金
13	要介護・要支援認定申請に添付する被保険者証について電子での提出を可能とすること	<p>介護保険法（平9法123）</p> <p>介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村（特別区を含む。）の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
14	国民健康保険調整交付金に係る申請等様式の簡略化及び説明書の記載内容の明確化	<p>国民健康保険法（昭33法192）</p> <p>国民健康保険調整交付金（72条）については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特別調整交付金（へき地診療所運営費交付分）の申請様式の記載項目のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数については削除することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 <p>[措置済み（令和5年12月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課施設調整係長事務連絡）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請様式の簡略化等の申請事務の改善については、地方公共団体の意見を聴いた上で検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
15	福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化	<p>統計法（平19法53）</p> <p>民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表40表）については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
16	民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し	<p>児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務</p> <p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針等
17	受給者本人の申出による児童扶養手当受給資格の喪失手続を可能とすること	児童扶養手当法（昭36法238） 児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
18	児童扶養手当の受給資格者からの申し出による資格喪失を可能とすること	児童扶養手当法（昭36法238） 児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
19	市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和	子ども・子育て支援法（平24法65） 市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）の中間年の見直しについては、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。
20	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の早期提示	児童福祉法（昭22法164） 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱については、地方公共団体等の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（特別区を含む。）に通知する。
21	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長	教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭等の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。
22	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）32条2号、3号及び6号）及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）7条6項）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努める。

	提案内容	対応方針等
23	地域型保育給付費等の支出に係るルールの明確化	子ども・子育て支援法（平24法65） 施設型給付費（27条1項）及び地域型保育給付費（29条1項）（以下この事項において「給付費」という。）については、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、地方公共団体における教育・保育の質の向上を図る取組及び事業者の適正な施設運営に資するため、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。 [措置済み（令和5年12月8日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）]
24	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し（制度の簡素化と事務の効率化）	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条21号）に係る事務については、算定方法の解釈を示したFAQの作成等、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
25	借家を災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の対象とする場合における資力の確認事務の簡略化	災害救助法（昭22法118） 被災した住宅の応急修理（4条1項6号）に係る借家の所有者の資力確認については、円滑な救助実施に資するよう、救助実施主体である地方公共団体が資力を確認するための具体的な書類の例を示しつつ、それら書類のうちいずれかにより確認すればよいこと等を明確化するため、「災害救助事務取扱要領」（令5内閣府政策統括官（防災担当）通知）を改正し、地方公共団体に令和6年中に通知する。
26	小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し	小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み（令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡）]
27	義務教育費国庫負担金の実支出額算出事務の一部省略	義務教育費国庫負担法（昭27法303） 教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担（2条及び3条）に係る実支出見込額の算定事務については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、実支出額の見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に令和5年度中に通知する。
28	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し	小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み（令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡）]
29	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和	小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み（令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡）]